

特定建設作業実施届出書の提出について

表1 特定建設作業の種類及び規制値

	騒音規制法		振動規制法		袖ヶ浦市環境条例	
	法施行令別表第二に掲げる種類ごとの番号	敷地境界における騒音の大きさ	法施行令別表第二に掲げる種類ごとの番号	敷地境界における振動の大きさ	条例施行規則別表第三に掲げる種類ごとの番号	敷地境界における騒音及び振動の大きさ
くい打機(もんけんを除く)、くい抜機またはくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く) ※市条例は適用外	1	85デシベル	1	75デシベル	1	騒音 85デシベル 振動 75デシベル (1.4,6~10に適用)
びょう打機(及びインパクトレンチ [※])を使用する作業 ※市条例のみに適用	2		-			
さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る)	3		-			
空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く)	4		-			
コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)	5		-			
剛球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	-		2			
舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る)	-		3			
ブレーカー(手持式を除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る)	-		4			
バックホウを使用する作業	6 (80kW)		(法のみに適用) 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が一定以上のものに限る。		-	
トラクターショベルを使用する作業	7 (70kW)				-	
ブルドーザーを使用する作業	8 (40kW)	-				
振動ローラを使用する作業	-	-	-	10		

表2 特定建設作業の実施条件及び対象地域

	騒音規制法		振動規制法		袖ヶ浦市環境条例
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
作業ができない時間	19時～翌日7時	22時～翌日6時	19時～翌日7時	22時～翌日6時	19時～翌日7時
1日あたりの作業時間	10時間	14時間	10時間	14時間	10時間
同一場所における作業期間	連続6日間以内				
日曜・休日における作業	禁止				
対象地域					
第1種低層住居専用地域	○	-	○	-	○
第1種中高層住居専用地域	○	-	○	-	○
第2種中高層住居専用地域	○	-	○	-	○
第1種住居地域	○	-	○	-	○
第2種住居地域	○	-	○	-	○
近隣商業地域	○	-	○	-	○
商業地域	○	-	○	-	○
準工業地域	○	-	○	-	○
市街化調整区域のうち大字蔵波字鎌倉街道3, 308番の13地先から大字三ツ作字屋敷前127番の1地先までの館山自動車道の両側100メートルの地域及び大字大鳥居字川原130番の1地先から字谷876番の2地先までの館山自動車道の両側100メートルの地域	○	-	○	-	○
工業地域	-	○	○	-	○
工業専用地域	-	○	対象外		○(振動は対象外)
市街化調整区域	対象外		対象外		○

◆作業の場所及び種類により届出が重複する場合は、騒音規制法または振動規制法に基づく届出のみの提出となります。

◆添付書類として特定建設作業の工程表及び作業場所の見取図が必要です。

◆届出期限は特定建設作業開始7日前までとなります。

◆届出先 〒299-0292袖ヶ浦市坂戸市場1-1 袖ヶ浦市役所新館5階 袖ヶ浦市環境経済部環境管理課 環境管理班 0438-62-3404(直通)